

売買参加者取扱要領

売買参加者の取扱いについては、高松市中央卸売市場業務条例（昭和 46 年高松市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 29 条及び第 30 条並びに高松市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和 47 年高松市規則第 3 号。以下「規則」という。）第 21 条及び第 22 条の規定によるほか、この要領によって行うものとする。

1 資格要件

売買参加者として届出を行う者は、原則として県内で店舗を有し、次の基準を満たすものとする。

- (1) 年齢 20 歳以上の者で、取扱品目の部類に属する物品について業務を営み、その期間が 2 年以上であると認められるものであること。
- (2) 届出者が法人の場合は、常時取引に参加する者が前号の要件を備えていること。
- (3) 卸売業者の行う売買取引に継続して参加できる者であること。
- (4) 届出者が関係業者に対して著しく遅延した支払債務を有していないこと。
- (5) 代金決済が確実な者であること。
- (6) 財務状況が良好な者であること。
- (7) 国税及び地方税の納税義務を遂行している者であること。
- (8) 当該届出に係る部類について、市場の仲卸業者からの年間買受額が、青果部 1,500 万円以上、水産物部 1,000 万円以上を有することが証明できる者であること。

2 届出

売買参加者として届出を行う者は、売買参加者届出書に次に掲げる書類を添えて、卸売業者を経由して市長に売買参加者の届出をしなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 法人市町民税及び固定資産税の納税証明書
- イ 買受代金完済証明書
- ウ 生鮮水産物を取扱品目とする者にあつては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の規定による営業許可証の写し

(2) 個人の場合

- ア 住民票
- イ 市町民税及び固定資産税の納税証明書

ウ 買受代金完済証明書

エ 生鮮水産物を取扱品目とする者にあつては、食品衛生法第 52 条第 1 項の規定による営業許可証の写し

附 則

この要領は、昭和 49 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、昭和 53 年 3 月 10 日から実施する。

この要領の実施の際、現に売買参加者として承認を受けている者は、この要領により承認された者とみなす。

附 則

この要領は、昭和 55 年 3 月 10 日から実施する。

附 則

この要領は、昭和 57 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、昭和 61 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。